

アイルランド土地戦争

——土地同盟の結成と二つの路線の合流——

本 多 三 郎

はじめに

ずいぶん以前に本主題について荒削りではあったがスケッチを試みた⁽¹⁾。しかし、土地戦争を農民運動の流れの中で位置づけること、つまり、一八七〇年代のテナント防衛協会運動からの継承と飛躍として捉えることが不十分であった。あるいは、土地戦争を相違する路線が合流していく過程として描く点でもなお不十分なところがあった。

この間、土地戦争の開始を告げたと考えてよいアイリッシュユタウン集会を取り上げた。それは一八七九年四月二〇日、アイルランド西部のメイヨー県 County Mayo 東南端、ゴールウェイ県 Co. Galway とロスコモン県 Co. Ros-

common との県境に近い小村アイリッシュユタウン Irish-town で開かれたテナント権大集会 Great Tenant Right Meeting である。そこでは、いくつもの主張が混ざり合⁽²⁾い、諸潮流が合流しつつある状況を見ることができた。

さらには、一八七九年一〇月二二日、ダブリンで結成された全国土地同盟に結集した自治同盟 The Home Rule League (自治党) 急進派、テナント防衛協会 Tenants Defence Association (以下、TDA と略記) ならびにフィーニアン Fenian = Irish Republican Brotherhood (IRB) 社会派のそれぞれの思想や路線について明らかにした⁽³⁾。

本稿ではさらに、アイリッシュユタウン集会以後で、全国

土地同盟結成にいたるまでの、これら諸勢力が合流していく過程を主として路線に着目して明らかにしたい。

まず注目すべきは、一八七九年六月八日、メイヨー県ウエストポート Westport で開かれたテナント権大集会 Great Tenant-Right Meeting (以下、ウエストポート集会と呼ぶ)である。なぜなら、同集会は、自治党急進派指導者パーネル C.S.Parnell とフィーニアン社会派を代表するダヴィット M.Davitt が、西部で始まった新しい土地闘争に初めて、しかも揃って参加したものであり、両者が代表する潮流が、西部の大衆的農民集会の場で合流していく姿を見て取ることができるからである。

つづいて、一八七九年八月一六日、メイヨー県キャッスルバー Castlebar の、デイリ J.Daly が経営するホテルで結成された最初の土地同盟、メイヨー全国土地同盟 The National Land League of Mayo である。同結成集会で採択された土地同盟の「目的」「会員資格」「宣言」を検討するが、これらはダヴィットが起草したものとされており、土地同盟の路線がもつともよく示される綱領的文書であり、そこに、相違する路線がどのように反映されているか明らかにしたい。⁽⁴⁾

最後は、メイヨー全国土地同盟の中央組織としての機能を引き継いだとされる全国土地同盟の結成である。メイヨー全国土地同盟が打ち出した路線との異同を検討する。資料は主に、キャッスルバーで上記デイリによって発行されていた週刊紙(現在も発行されている)『コンノックト・テレグラフ The Connacht Telegraph』⁽⁵⁾である。

第一章 ウエストポート集会

——パーネルの参加とダヴィットの登場

西部で新しい土地闘争が始まった当時、自治党急進派の指導者であったパーネルは、自治党全体の指導権を巡って ショー W.Shaw と争っていた。指導者バット I.Butt の死亡(一八七九年五月)のあとを襲って自治党議長に就いたのはショーであったが、指導権を巡る闘いは最期の段階を迎えていた。こんな時、フィーニアンのダヴィットとデヴォイ J.Devoy が新しい土地闘争への参加と、指導者を引き受けることをパーネルに要請したのである。⁽⁶⁾

パーネルへの働きかけは四月のアイリッシュタウン集会の前に始まっていた。三月にはデヴォイが、四月にはダヴィットとデヴォイが揃ってパーネルと会談している。だ

がこの時にはパーネルは参加を断った。パーネルの参加はバットの死亡後にもたれた二回目のダヴィットとデヴォイとの会談(六月一日)のあとのことで、ここで取り上げるウエストポート集会においてである。⁽⁷⁾

さて、ウエストポート集会(テナント権大集会)は一八七九年六月八日、アイルランド西部はメイヨー県のものまた西部に位置して、同町西に西部有数の港湾を有するウエストポート⁽⁸⁾で開かれた。同集会の模様を詳細に報道する『コノックト・テレグラフ』(同月一四日号)によれば、オConnell時代以来の大集会であったといわれている。アイルリッシュタウン集会と同じくデイリが議長に就いた。演壇にはパーネルと並んで、アイルリッシュタウン集会で演説したラウデン J.Louden やハリス M.Harris、M・オサリヴァン M.M.O'Sullivan、ウォルッシュ J.W.Walsh の他に多数の者が登ったが、その中にダヴィットの姿も見られた。ウエストポート集会はパーネルの参加を実現しただけでなく、アイルリッシュタウン集会を組織しながら参加を見合わせたダヴィットが西部の大衆的農民集会に初めて登場し、しかも、パーネルと肩を並べて演説すること(第一決議を提案)を実現したのである。

自治党急進派指導者のパーネルの参加には障害もあった。パーネルの参加をチーム大司教 the Archbishop of Tuam が批判したが、それにもかかわらずパーネルは参加した。西部で始まった新しい土地闘争がカトリック高位聖職者の影響の枠外で展開しているといわれる所以である。⁽¹⁰⁾

集会ではダヴィットが第一決議を提案し演説した。パーネルは第二決議を提案し演説した。以下、二人の提案と演説を見ることにしよう。まずパーネルである。

第一節 パーネル提案・演説

パーネルは西部の農民大衆に何を語ったのであろうか。間もなく後に全国土地同盟の会長に就くパーネルの当時のアイルランド土地問題にたいする見地を、かれが提案した第二決議と演説から確認しておこう。なお、ウエストポート集会のパーネル演説は、新しい土地闘争の嚆矢と考えてよいアイルリッシュタウン集会から全国土地同盟の結成(一八七九年一〇月)までの期間、かれが西部の農民集会で語った唯一のものと考えられる。まずパーネルが提案した第二決議は以下の通りである。

多くの地主が、所領にある農地の価値の如何にかかわらず、専断的に地代を引き上げる権限を法廷で主張するに成功することによって、一八七〇年土地法をアイルランド・テナント農民にたいする保護手段としては価値のないものにしてしまったが故に、われわれはこう宣言する。アイルランドにおける政治的有利性だけでなく、アイルランドの正義と生命に欠くことのできない利益もまた、土地保有の再調整 readjustment of land tenure を求めている。すなわち、土地占有者が当該の土地所有者たるべきであるとの原則に基づく再調整で、破廉恥な地主によるテナント農民の財産にたいするさらなる没収を防ぎ、アイルランド人民にかれの国の大地にたいする自然的権利を保障する再調整を求めている。

この決議と演説からまず第一に確認できることは、一八四〇年代後半の大飢饉の再来を想起させる一八七〇年代末農業危機下における地主のテナント農民への攻撃、「公正」でない地代の強制的取り立てと、立ち退きの強制への抵抗である。その後の運動の一つのスローガンとなった演説中の言葉、「家屋敷と土地を固く握って手離すな hold a firm

grip of your homesteads and lands」にこの点が示されている。

第二は、地主制度の廃止と農民的土地所有の樹立、したがって、土地革命の方向性をも示唆しているかに見える。実際、演説では「革命の鉄拳でもって（地主が）土地にたいして持つ財産が剝奪され」たフランスの事例をあげてもいる。

しかし第三に、プロシアの事例をあげて、「地主に損害を与えることなく」、「テナントをして自分の土地を自分身のものとして持つことができるように」することができらば、「国の利益と繁栄」に役立つそのようなやり方を、「問題の最終的解決として心待ちにしている」と述べていることからして、地主の土地にたいする権利の有償買取という土地改革が志向されていることが確認できる。

しかも第四に、地主の専断的な地代引き上げによって一八七〇年土地法がテナント農民にたいする保護手段としての価値がなくなつたと指摘してはいるが、同法自体は「正しい原則に基づく譲歩」、つまり、「テナント農民にたいする保護手段」なのであつて、地主に専断的な地代引き上げを許している同法の欠陥を是正し、「人民を大地に植え付

ける。「良い土地法案」こそがもつとも効果的であるとしていることから、イギリス政府が打ち出した一八七〇年土地法の自作農創設の方向を現実的にはめざしているものといえよう。

つまり、決議の「土地保有の再調整」なる表現は、土地革命の可能性を公然と否定するものではないが、自作農創設政策も包含しうる、幅のあるものとして使われていると考えられる。

第二節 ダヴィット提案・演説

ではもう一人の主役ダヴィットの、新しい土地闘争が始まって以降、かれがおこなった最初の演説はどうか。ダヴィットの演説は、政治的主張の相違した潮流が合流してきている姿を率直に語っていて興味深い。

ダヴィットが提案した第一決議は、「あらゆる政治的権利が人民より来るがゆえに、また、われわれアイルランドの人民は自治の権利 right to autonomy を宣言することを一度たりともやめなかったがゆえに、われわれはここにわが国の自己統治 self-government の権利を再度主張する」というものである。

ダヴィットは「自己統治なる言葉」は「種々の解釈」を許すとして、こう説明している。「わが人民の本当の失望を反映するようにできるし、反映しないようにもなる」。なぜなら、「その言葉は本当の国民的意味において使用できるし、あるいは、党派的目的に役立てることもできる」からである。自分はこの言葉でもって、これまでと同様に、「アイルランドの国民的独立 Irish nationality」をめざすが、「この集会に出席されているパーネル氏やその他紳士の面々が、アイルランド政治において私と同じ綱領的立場に立つておられないことを自覚するなら、これらの方々を以下の決議についての私の解釈に拘束することを求めるものでない」と。

「自己統治」なる言葉はすでに見たように、自治協会（自治同盟）¹¹が掲げたものである。ダヴィットが自ら提案する決議にこの言葉を使用することに同意したことに、自治党急進派への接近と、独立派と自治派との連携を強化しようとする政治的意図を看取することができる。

他方ダヴィットは、テナント農民自身の団結と闘いこそが決定的な力であると強調している。少し長くなるがこう述べている。「わが国の貧窮とわが人民の社会的窮状はわ

れわれに押しつけられた統治制度が生み出したものである
ということ、次に述べる事実と同様に明白なことであり
ます。次の事実とは、地主制度がこの統治制度の主な機関
であり、この制度をわれわれに強制する結果生まれるもろ
もろの悪弊のうち最大のものであるということはまったく
明白なことであります。(中略)たとえアイルランド土地
問題のどのような解決法が提案されようとも、それがたと
え誰によって提案されようとも、アイルランド人民は、土
地の占有 the possession of the soil にたいする父祖伝来の
譲り渡すことのできない権利をなおざりにすることを求め
る解決策を、最終的で満足いくものとして受け入れてはな
りません。わが祖先から不正に取り上げた大地が、それを
耕し改良する人民に返還されるまで受け入れてはなりません。
この問題にたいするその他さまざまな解決策について
批判するために皆さんの時間を取り上げるつもりはありません。
と完全に信じているからです。

さらにこうも述べている。「ウエストミンスターのいか
なる政党であれ、現在の土地運動を副次的な目的に利用す

るのを許してはならない」として、土地闘争を議会主義的
目的のために利用することを批判している。ただその際も
こう付け加えている。「アイルランド・テナント農民の社
会的存在にとつて生きるか死ぬかの問題が、かれら自身
の力でもって救済を獲得するのを求めている現在、かれら
とつて健康で断固とした態度を自己の目的のために利
用したり、あるいは干渉したりするのは、何人であれ許さ
れるべきでない、と私が言うばあ、私はある階級にたい
して無礼なことを言っているではありません」と。ここ
で言われている「ある階級 a certain class」とは、自治党
のパーネルのような地主出身議員たちのことを指してい
たのであろうか。いずれにせよ、パーネルの参加を実現した
ダヴィットの配慮であったことは間違いない。

独立派と自治派との連携にたいする配慮、これがダ
ヴィット演説の特徴の一つであるとしたら、もう一つのそ
れは、テナント農民自身の団結と闘いこそが決定的な力
であるとの強調である。「もしアイルランド・テナント農民
がただ一つの目標をもって、一つの団体に自らを組織し、
(中略) 解決することを決意するならば、アイルランドの地
主たちは、故バット氏の複雑で不徹底な土地法案の論議に

すでにこれまで費やしたよりも短い期間のうちに、政府によつて土地を売却することを余儀なくされます。『扇動せよ、扇動せよ』の代わりに、今やスローガンは『組織せよ、組織せよ』であります。『もし諸君がウエストミンスターでの立法的修繕によつて諸君の損害を救済するため、『わが議会党』に頼るなら、諸君の孫の代でさえ土地問題の解決をみることはありません』。

ダヴィット演説は、自治党急進派指導者パーネルが西部で始まった新しい土地闘争に初めて参加したことを歓迎しながら、しかしなお、パーネルとの連携が固まっていないことを率直に語っている。自治・独立問題に関する決議をダヴィットが提案し、土地問題に関する決議の提案をパーネルにあえてさせたところに、ダヴィットたちの苦心が表れているとみてよい。パーネルはダヴィットたちによつて組織されるその後の土地集會に参加していない。パーネルが指導者として参加するのは三カ月以上、すなわち一八七九年一〇月の全国土地同盟の結成まで待たねばならなかつた。⁽¹²⁾

第三節 二つの路線の合流への模索

ダヴィットは、広範な農民の組織化とかれらの大衆的闘争のうちに、土地「革命」とアイルランドの独立への展望を見いだそうとした。このことのためにも自治党急進派のパーネルと手を握り、かれを指導者におしたてようとした。

同時にダヴィットは、アイリッシュタウン集會でもそうであつたし、ウエストポート集會でも実証することができた、西部の農民運動指導者(デイリヤ、オサリヴァンなどの地方のフィニアン)と協力して、大衆的農民運動を組織する方向をめざした。

第一決議の「自己統治 self-government」、第二決議の「土地保有の再調整 readjustment of the land tenure」のスローガンのうちに、二つの路線の合流への動きを讀みとることができ、自己統治なるスローガンは自治協會(バット)が提起したものであつた。このスローガンを掲げることにダヴィットが同意したのは、自治運動急進派(フィニアン)のヒガーヤパウワーも含む⁽¹³⁾を農民運動に引き込むためであり、他方、自己統治なる言葉はそれ自体あまいものであり、ダヴィットが演説で述べているよう

に、彼がそれを使用することに妥協したのは、アイルランド独立への道を塞ぐものでないと考えたからであろう。このような考えはアメリカ・フィーニアンからすでに示されていたと言われている。ビュールによれば、デヴォイが一八七八年末頃に、アメリカのナシヨナリストがバーネルを支持する条件の第一として提起したのが、「連邦要求の放棄」と「自己統治の支持」であつたとされている。¹⁵⁾

「土地保有の再調整」はどうか。これも実にあいまいな表現である。少なくとも、土地革命の可能性を公然と否定するものではない。他方、立憲的自作農創設も包含する。アイリッシュタウン集会でもそうであつたが、フランス革命にも、プロシアの土地改革にも言及している。後者に傾斜していることを公言したパーネルでさえ、フランス革命に触れざるをえないところに、西部地域で澎湃とわき起こつてきた運動の新しい質を見ることができるといふてよいだろう。

第二章 メイヨー全国土地同盟

土地戦争の最初の産物といつてよいものはメイヨー全国土地同盟の結成である。一八七九年八月一六日、メイヨー

県都キャッスルバーCastlebarの、『コノックト・テレグラフ』社主で、メイヨー・テナント防衛協会書記のデイリが経営するホテルの、今ではダヴィット・ルームと名付けられている一室でのことであつた。¹⁶⁾

第一節 土地同盟の面々

『コノックト・テレグラフ』が同盟結成集会の一部始終を報道している。参加者三七名の氏名がある。ダヴィットも参加しているが、その他はすべて、デイリやラウデンも含めて、「メイヨーのテナント農民、商人ならびに職人の有力な代表者」たちとされている。四名から協力するが出席できない旨の手紙が届けられていることが報告された。うち一名は後に全国土地同盟全国委員に選ばれるW・ジョイス神父Fr. W. Joiceである。

集会はラウデン議長のもとに進められ、ダヴィット起草の目的、会員資格、宣言が採択され、会長にラウデン、副会長にデイリ、会計にヒュー・フィーニイHugh Feeny、書記にウォルシュとナリP. W. Nallyを選んだ。

ラウデンはメイヨー県ウエストポートの人間で、法廷弁護士であるとともに、スライゴ侯the Marquis of Sligo

とルーカン伯 the Earl of Lucan から借地して大農場を経営している。自治運動に参加するとともに、デイリと協力してメイヨーの農民運動を指導し、一八七八年一月にはメイヨー・テナント防衛協会 Mayo Tenants' Defence Association を組織してその会長に就いている。⁽¹⁶⁾

同協会の書記に就いたのがデイリであるが、かれは先に触れたように、土地同盟結成集会の一部始終を伝えている『コノックト・テレグラフ』の社主・編集者である。同紙は一八七〇年代半ば頃よりコノックト地方の農民運動を詳しく報道してきたが、土地同盟結成以後、コノックト地方に限らず、各地の土地同盟集会等を逐一報じていて、さながら土地同盟の機関紙のような役割を果たしている。メイヨー・テナント防衛協会書記のデイリは同紙をフルに活用して、少なくともコノックト地方の農民運動を組織し指導してきたといつてよい。⁽¹⁷⁾

メイヨー・テナント防衛協会の会長ラウデンと書記デイリのコンビがそのまま、メイヨー土地同盟の会長と副会長に就いている。メイヨー・テナント防衛協会とメイヨー土地同盟の両組織は一体どのような関係にあったのだろうか、前者は後者に発展的に解消したのであろうか、この点

は後に明らかにする。一八七〇年代のテナント防衛協会、特にその指導者であるケトウル A.Kettle の思想と、一八七九年一月の全国土地同盟の結成に、中央テナント防衛協会が合流したことはすでに見た。⁽¹⁸⁾ また、パーネルがウエストポート集會に参加するにあたって、ケトウルが重要な役割を果たしたことも先に触れた。

ともあれ、メイヨー土地同盟指導部を構成したのは、つまり、土地戦争がもつとも激しく戦われた地域の闘争を組織したのは、一八七〇年代テナント防衛協会の運動を直接に継承する、典型的な地方農民運動指導者であったことが確認できる。

書記に就いたウォルシュとナリは、アイルランドにおけるイギリス支配の武力による打倒をめざす軍事的秘密結社ファイニアン Fenian のメンバーであり、ウォルシュはダヴィットの従弟である。会計のファイニーニについてはタウ・コミッシヨナーであることだけしか判らない。⁽¹⁹⁾

メイヨー土地同盟を結成し、その指導部に就いたのは、それまですでにメイヨー県はいうまでもなく、コノックト地方一帯の農民運動を組織していた、ラウデンやデイリに代表される地方のテナント防衛協会指導者であり、軍事的

秘密結社フイーニアンの地方活動家であった。それに、アイルランド土地戦争・土地同盟の生みの親とも評価されるダヴィットが加わった。では、メイヨー土地同盟がめざしたものは何であったのか。次にこの点を検討しよう。

第二節 土地同盟の綱領・規約

ダヴィット起草の目的、会員資格、宣言は、土地同盟、したがって土地戦争の性格を検討するのに貴重な材料を提供している。メイヨー土地同盟はアイルランドの土地問題をいかなるものとして捉えていて、何を要求し（目的）、それをいかにして（方法手段）、どのような力（組織）をもってして実現しようとしたのか、以下これらの諸点を見よう。

第一に、メイヨー土地同盟が認識したアイルランド土地問題である。「アイルランドの大地はアイルランド人民に帰属し、この大地の住民たれと神が命じたもうた人々の生命の維持のために保有され耕されるべきものである。」¹⁹「まづ「宣言」の冒頭にこう謳われている。ところが、アングロノルマン（イギリス）の侵入以後、事態は根本的に変わったとして、J・S・ミルの言葉を引いてこう述べてい

る。「侵入以前」には「アイルランド住民」が「まったく知らなかった」「絶対的な土地所有権」、すなわち、「全ての権利が頂点に立つ領主から発するとみる封建的考え」が「侵入とともに」、「外国による支配と結びついたもの」として入ってきた、と。こうして、「大地を耕作する者と国家との間に一切の中間的所有者を認めていなかった制度に取って変わって、わが国に外国政府が押しつけた地主制度は、アイルランドを非常なまでの貧困と社会的悲惨に追いやり、アイルランドの大地に眠る豊穡と……繁栄の進歩と矛盾するに至っている」。したがってまた、「絶対的な土地所有権」と、「土地を保有する権利は」「土地を耕す権利に従うもの」とする「アイルランドの人々の道徳感情」²⁰が衝突している。これがメイヨー土地同盟が捉えたアイルランド土地問題の核心である。

一方で、「アイルランドの土地の六〇〇万エーカー以上」を所有する「三〇〇人に満たない個人」、うち、「一二九万七八八エーカー」を所有する「二人」、他方、「ただの一エーカーも所有していない」「五〇〇万人のアイルランド人民」。一方で、「二〜三千人の地主の所有権を守るため」の「半ば軍隊的な常備警察軍」の維持、他方で、この

警察軍を支えるための負担を背負っている「土地を持たない何百万人の人々」。それにもかかわらず、「大地主階級の振る舞いが、人民の被るほとんすべての悪弊を引き起こしている」。これがメイヨー土地同盟が見た、アイルランド土地問題の、アイルランドにおける土地闘争がたたかわれる基本的背景であり、基本的枠組みである。

したがって第二に、闘争のめざすべき第一の目的は、「地主制度を永久に廃止して、アイルランドのテナント農民をかれらが耕作する土地の所有者」にすることである。

第二の目的は、「土地問題の最終的で満足のいく解決が達成されない間」⁽²¹⁾、「搾出地代、立ち退き強制、あるいはその他、現行法が地主をしてテナント農民に振る舞うことを可能にしている権力の乱用によって、メイヨーの農民に加えられるかもしれない不正で不当な、あるいは違法な行為」と闘うことである。

では第三に、この目的をいかなる方法手段によって実現するのか。あるいは、この点と切り離して論ずることが困難である、どのような力でもって実現するのか。第一の目的に関して「宣言」はこう謳っている。「現存の土地諸法を非難し、その代わりに、大地の耕作者をその所有者とし

て認め、創設する制度を要求するにあたり、われわれは現在、地主が土地に持っている権利を没収することをめざしてはいないし、要求もしていない。ただ、国家が人民の平和と利益、ならびに幸福のために現在の制度の廃止を命ずるばあい、地主の上記権利の喪失にたいする補償が与えられるよう求めているだけである」、と。つまり、メイヨー土地同盟は有償買取による地主制度廃止を求めている。テナント農民が耕作地の土地所有権を獲得する方法については何ら明示的に示していない。地主にたいする補償は上記文面からすれば、国家の責任においておこなうと読みとれるが、農民が負担する道も閉ざされていないともいえる（実際、のちに見るように、一〇月にダブリンで結成された全国土地同盟では、一八七〇年土地法のブライイト条項を活かし、農民が一定期間、公正地代を支払うと謳っている⁽²²⁾）。

また、全国土地同盟のように、地主制度の廃止と耕作者による土地所有権の獲得を新しい土地立法によって実現するとは「宣言」では謳われていないが、ラウデンの議長演説でこの点が明確に述べられている。

メイヨー土地同盟は地主制度の廃止を明確に求めた。しかし、立憲的改良的自作農創設に傾斜していく可能性も

あった。だが、どのような力を結集して目的を達成するか、つまり組織方針には、就中、第二の目的に向けての闘争の組織化方針には、立憲的改良闘争の枠を越える道が開かれていたのであった。

「地主の専断的行為のすべてを最大限白日のもとにさらし」、「地主の悪事にたいして、治安維持法が認めるあらゆる行為でもって対抗する」ことを謳い、そのために以下の手段を採るとしている。

まず次の情報を入手して、さまざまな手段を用いて公表するとしている。(a)メイヨー県の「地主の数、かれらが所有する土地面積規模、かれらがその土地を獲得した方法・手段、各地主より貸し出されている農場とテナント農民の保有条件、ならびにテナント農民が支払う地代のうち政府評価額を超過する額」。(b)「法外な地代の未払いまたはその他不当な理由を根拠として企図された立ち退き通告」、訴訟中のもも含めた「実行に移された立ち退き一覧」、地主、代理人等々の関係者の氏名、立ち退きにより被害を受けた人々の数」。(c)「他人が法外な地代の未払いのために立ち退かされた土地か農場を借りたり占有したりする人物すべて、あるいは(現在の)占有者が支払って

いるよりも、高い地代を土地あるいは農場に支払うことを申し出る人物すべての氏名」。

土地所有の骨格(地主の数と土地所有規模)、その歴史的淵源、ならびに地主と向かい合ったテナント農民の土地保有条件、これらアイルランド、就中、西部メイヨー県の地主・テナント関係の基本的構造の分析、暴露の上に、ここで注目しておいてよいのは、(a)で述べている「政府評価額を超過する」地代である。「政府評価額」とは一九世紀半ば以降、グリフィス Sir Richard J. Griffith を責任者として全国限無く実施された、地方税 ⁽²³⁾ rate 課税対象の不動産(土地と建造物)評価額であるが、地代がこの評価額を超過していることをもって、土地同盟が搾出地代減額要求の一つの根拠としたのである。

もう一つ注目されるのは、土地同盟は農民追放反対闘争を展開するなかで、これ以後同種の闘争形態に全世界で親しまれる名称を提供する榮譽を担うことになる「ポイコット」なる闘争形態を生み出したが、上記(b)、(c)にその原型がはつきりと打ち出されていることである。就中、「製造業の不在という状況のなかの必要性に強制されて、大地の使用の権利の獲得のために、やむなく法外な地代と

いう、他に替えようのない取引に依じざるをえない現在の農業諸階級」が、団結して地主階級に立ち向かうために、自己の階級内で、仲間が強制立ち退きさせられたその跡地の入手に抜け駆けしたり、農場入手にあたり高い地代を競って申し出たりする者には、その氏名を公表して厳しく対応しようとしている。

メイヨー土地同盟は、広範な農民大衆の組織化と、かれらの団結した闘争こそ、同盟の目的を達成する最大の力であるとしていて、この力の上に同盟自身が地域におけるいわば統制的組織ともいつてよいものをめざしていたともいえる。というのも、地主より権利侵害を受けた農民が法廷闘争を余儀なくされたばあいの、当該農民にたいする弁護活動はもとより、立ち退きを強制された農民や、あるいは一般に困窮する農民への経済援助（この目的のために土地同盟は募金活動に勢力を注いだ）をおこない、さらには、自ら「メイヨーにおける自警団として行動」し、「メイヨーの大陪審、救貧官、タウン委員、ならびに国会議員の行動」を監視するとまで謳っているからである。実際、土地戦争が展開する過程にある種の二重権力状態まで生み出されたともいわれている。

メイヨー土地同盟の組織についてもう一点触れておきたい。「目的」の中で、「県下の郡、タウン、および教区において地域クラブか（テナント）防衛協会を組織すること」を謳っている。また、「会員資格」の第一項で、「本県にある地域クラブか（テナント）防衛協会の会員で、本県におけるセンターとしての本会、あるいは県全体の協会としての本会にたいして、上記クラブないし協会を代表する者としてそれらの組織によって選ばれた者」と記されている。

一八七九年一〇月、全国土地同盟の結成に中央テナント防衛協会が合流したことについてはすでに触れた。これに先だつて八月にメイヨー・テナント防衛協会がメイヨー土地同盟に発展改組したものといつてよい。なぜなら、「県全体の（テナント防衛）協会としての本会」と規定しており、また、「本県にある地域クラブ」や「（地域の）防衛協会」の「センターとしての本会」と謳っているからである。因みに、すでに見たように、メイヨー土地同盟は、メイヨー・テナント防衛協会の会長ラウデンと書記デイリをそれぞれ会長と副会長に選んでいる。

終章 全国土地同盟の結成

一八七九年一〇月二一日、全国土地同盟はメイヨー全国土地同盟が持つている中央指導の機能を引き継いで結成された。どのような面々と勢力が結集したのか、これについてはすでに見た。ではどんな目的を、いかなる方法で実現しようとしたのか。パーネルが会長に就き、中央テナント防衛協会が合流したことが何か新しい要素を付け加えたのであろうか。メイヨー全国土地同盟に比べて相違するところがあったのか。

全国土地同盟はその目的に、「第一に搾出地代の削減を実現すること、第二に占有者が土地の所有権を獲得することを促進すること」を掲げている。この目的をもつともよく達成する方法として、「テナント農民の組織化を前進させること、不正な地代の支払い拒否のために立ち退き強制で脅かされている者を防衛すること、冬の間土地法（一八七〇年アイルランド土地法：引用者）のブライト条項を活かすことを促進すること、全てのテナントが一定期間、公正地代 fair rent を支払うことによつて保有地の所有者になりうるように、土地関連諸法の改革を実現すること」が

うたわれた。⁽²⁴⁾

全国土地同盟も農民による土地所有権の獲得の方向を明確に打ち出している。従来の三F要求に見られた地主・テナント関係の枠組みを残した中で、主に借地条件改善をめざす改良的闘争の枠を超えていること、この点はメイヨー土地同盟と同じである。ただ、「地主制度を永久に廃止して、アイルランドのテナント農民をかれらが耕す土地の所有者」にするというメイヨー土地同盟に比べて、要求の表現はより一層漠然としている。そこには土地革命に前進していく可能性が否定されているとはいえないが、一八七〇年土地法の利用、土地法の改訂という立憲的改良的自作農創設へ傾斜していく方向が戦術として打ち出されている。

しかし同時に、目的に見られる幅と、戦術に見られる立憲的性格にかかわらず、広範な農民大衆の闘争を組織することが明確にうたわれていて、闘争がその実践過程において、立憲的改良的闘争の枠を超える道が開かれている。ただメイヨー土地同盟と違って、「搾出地代の削減」を第一の目的に掲げている。この点は一方で、上に見たように、農民による土地所有権の獲得の要求がやや後退したことの

反映であり、他方で、メイヨー土地同盟が打ち出した広範な農民の大衆的闘争の重要性をより前面に掲げたものと考えうる。つまり、そこには、一方で、「地主にたいしてさえフェア」である「合理的」な「公正地代」の「全ての党派にとって平和的」な実現という方向が、他方で、農民の大衆的闘争によって、立ち退きを強制する地主の攻撃に立ち向かい、地主に農民の側が公正であると判断する地代の支払いを押しつける方向が含まれていた。⁽²⁵⁾

自治党急進派指導者パーネルの会長としての参加、ケトゥルの書記就任と中央テナント防衛協会の合流によってダヴィットたちのめざしたパーネルとの連携は完成された。西部で闘いの声をあげた新しい土地闘争は、アイルランド最大の政党である自治党の、今やその指導権を握ろうとしているパーネルを指導者に迎えることによって、広範な階層からの認知と支持を得、全国的規模の闘争を展開する力を獲得した。合流した各地のテナント防衛協会はその組織的保证となった。

アイリッシュタウン集會に始まる土地戦争と土地同盟の結成は、既存の土地所有の枠内に基本的にとどまる三F要求運動を引き継ぎながらも、それを超えようとする、すな

わち、土地所有の枠組みそれ自体に手をつけようとする運動への旋回であった。それはまた、テナント防衛協会に結集した農民運動が全国的に波及する中で、アイルランド農民運動の闘争場裡に加わった西部アイルランドがイニシアティブをとる新しい質を帯びた土地闘争への飛躍であった。しかしそこには、土地革命へと進む種が宿されていたが、土地法の改訂という立憲的改良的自作農創設へ傾斜していく方向が出されていた。

(1) 拙稿「一九世紀後半アイルランドの土地闘争と土地立法」『経済論叢』一一二卷二一號、一九七三年七月。

(2) 拙稿「アイリッシュタウン集會」『大阪経大論集』四九卷六號、一九九九年三月。

(3) 拙稿「アイルランド土地戦争の思想的背景」三つの勢力の糾合」『経済史再考 日本経済史研究所開所七〇周年記念論文集』思文閣出版、二〇〇三年。以下「思想的背景」と略記。

(4) メイヨー土地同盟結成集會の一部始終が *The Connaught Telegraph* の一八七九年八月一六日号と八月二三日号で報道されている。それを邦訳したのが「アイルランド土地同盟の結成」(『大阪経大論集』四七卷六號、一九九七年三月)である。本稿では一部訳文を変更して

いる。

(5) Connaught をコノックトと表記した。どうしても私にはそのように聞こえる。

(6) バット Isaac Butt については、拙稿「思想的背景」でかれの主張を紹介している。シヨー William Shaw はマンスタ銀行の支配人で、一八六八年から八五年に政界を引退するまで、コーク県 Co. Cork 選挙区等の議席を占めている。もっとも、一八八〇年五月に自治党の指導権争いでパーネルに敗れ、一八八一年末に自治党から退いている。シヨーは一八八〇年七月、第二次グラッドストーン内閣が設置したアイルランド土地問題王立調査委員会(いわゆるベズバラ委員会)の委員に任命され、八一年一月に提出した多数派報告に名を連ねるとともに、単独で補足報告を提出することになる(拙稿「一九世紀アイルランド土地問題(一)(二)」、『大阪経大論集』第一八七・一八八合併号、第一八九号、一九八九年三月、五月)。一八六一年にフィニアンに加わったデヴォイ John Devoy (1842-1928) は、一八六五年に指導者たちが逮捕されたあと主たる組織者となった。一八六六年に逮捕され、一五年懲役刑を宣告されるが、一八七一年一月に赦免され、ロッサ O'Donovan Rossa などとともにアメリカ合衆国に渡る。アメリカでジャーナリストになったデヴォイは、アイルランド系アメリカ人の共和主義革命組織である克蘭・ナ・ゲール Clan Na Gael (一八六七年結成)に加わり、終生アイルランド独立の

ために働く。特に、土地闘争と結合した独立運動をめざした「新政策 New Departure」方針の提唱と実践で有名である。Moody, T. W., *Davitt and Irish Revolution 1846-82*, Oxford, Clarendon Press, 1981, pp.135-6, D. J. Hickey & J. E. Doherty, *A Dictionary of Irish History since 1800*, 1980, pp.127-8.

(7) Bew, P., *Land and the National Question in Ireland 1858-82*, Dublin, Gill and Macmillan, 1978, pp.49-53, Moody, T. W., Martin, F. X. & Byrne, F. J. (eds.), *A New History of Ireland VIII A Chronology of Irish History to 1976 A Companion to Irish History I*, Oxford, Clarendon Press, 1982, Moody, T. W., *op. cit.*, pp.296-302, 六月一日会談で何が話し合われたかについて関心が払われている。同会談の「唯一正確な説明を残している」当事者デヴォイの六月一日盟約説、すなわちこの会談でパーネルが指導者を引き受けたといっていることにたいして(*ibid.*, p.297)、「ムーディが、その前にはライアンスも批判してゐる(*ibid.*, pp.297-302, Lyons, F. S. L., *Charles Stewart Parnell*, Fontana, William Collins Sons & Co., 1977)」。パーネルがウエストポート集会への参加を決めたのは六月一日以前のことである等々と批判している。しかし中央テナント防衛協会のケトゥル A. J. Kettle によれば、「一週間前に、ウエストポート集会への参加を決断するにあたってパーネルはかれに相談している。いずれにせよ、ビューを読むと、六月一日会談の

もつ意味についてはなお慎重に検討する必要があると思われる。なおこのケトウルの証言は、パーネルの参加がテナント防衛協会中央組織の新しい土地闘争への合流に道を切り開く意味を持っていたことを示唆している。拙稿「思想的背景」参照。西部で勃発した新しい土地闘争とレンスター地方やマンスター地方ですでに展開されていたテナント防衛協会運動が合流していくことにクラークが着目している(Clark, S., *Social Origins of the Irish Land War*, Princeton, Princeton University Press, 1979, p.280)。なお、上記のような研究状況である中で、典拠は示されていないが、ジョーダンには「パーネルはウエストポートに招かれて演説することを五月末に引き受けた」と述べ、カマフォードは「六月一日、議員(パーネル：引用者)は一週間後にウエストポートで準備されている集会で必ず演説するとダウィットとデウオイに約束した」としている。Jordan, D.E., Jr., *Land and Popular Politics in Ireland County Mayo from the Plantation to the Land War*, Cambridge, Cambridge University Press, 1994, p.222. Commerford, R.V., *The Land war and the politics of distress, 1877-82*, in W.E. Vaughan ed., *A New History of Ireland VI Ireland under the Union II • 1870-1921*, Oxford, Clarendon Press, 1996, p.33.

(8) ウエストポート港の整備は一七八〇年頃に始まったといわれている。鉄道時代が始まる前、イギリス(スコット

ランドやイングランド)とはいうまでもなく、北米やバルト地域との交易が盛んにおこなわれていた。この港湾をもつウエストポートとその近傍には一九世紀の早い時期に綿工場やリネン工場などがあつた。アイルランドは一八三〇年代、イギリスにわずかに遅れて鉄道時代に入ったが、ウエストポートの町に鉄道が敷設されたのは一八六六年(港までの延伸は一八七三年)である。鉄道でダブリンと繋がることによりウエストポートは、ダブリン、ならびに同地を経由したイギリスとの交易が開かれる反面、ウエストポート港からの対外交易は、スコットランドやイングランド北西部への盛んになってきた出稼ぎ労働者の往来は別にして、かつての繁栄に陰りがみえてきたと思われる。Lewis, S., *A Topographical Dictionary of Ireland*, London, 1837, Congested Districts Board, *Congested Districts Board Baseline Reports*, Dublin, 1894, Johnson, S., *Johnson's Atlas & Gazetteer of the Railways of Ireland*, Leicester, 1997.

(9) ここに出づゝる人物については前掲拙稿「マイリッシュタウン集會」で紹介している。

(10) Davitt, M., *The Fall of Feudalism in Ireland*, London and New York, 1904, pp.152-4, Clark, S., *op.cit.*, p.285. この点についてはモーガンも詳しく説明している。Moody, *op.cit.*, p.303, Jordan, *op.cit.*, pp.222-3.

(11) 拙稿「思想的背景」。

(12)

ダヴィットはパーネルにたいして指導者に就くように熱心に説得したが、パーネルはそもそも「立憲主義者として土地闘争に参加することに躊躇していた」。なぜなら「(土地) 闘争をコントロールすることがいかに困難であるか解っていたからである」。「パーネルはウエストポートで土地闘争にたいする態度を『公式に言明』しなかつたし、ましてなおさら指導を引き受けはしなかつた。そうではなく、決定的な一歩を踏み出すのにかれば三カ月待ったのである。」(Moody, *op. cit.*, pp.297,300-1)もつともムーディによれば、パーネルは一八七八年一月三日のバリナスロー・テナント防衛協会の集会で、農民的土地所有を支持し、パットの政策は役に立たないと述べ、「パーネルは今や三Fがコノックトの小規模テナント農民 *small tenants* のばあいにはそぐわないだろうと考え始めていた」とされている。(ibid., pp. 271-2)これにも示されるように、テナント防衛協会の運動そのものがパットの路線から離れ始め、土地所有要求を強めつつあった。ダヴィットはパーネルをパットから切り離し、農民的土地所有の実現、この線でパーネル派との合流を模索したのであろう。しかしパーネルとダヴィットの間には依然として路線の違いが横たわっていた。この路線の違いについてはビューが詳しく分析してゐる。Bew, *op. cit.*, pp.60-73.

(13) 自治党急進派フィーニアンを土地闘争に引き込むうえで、フィーニアン最高会議 *Supreme Council* がダ

ヴィットの提案に新しい土地闘争にたいするフィーニアンの支持と参加を拒否したものの(一八七九年一月パリ会議)、フィーニアン・アイルランド国内組織委員会が個々のフィーニアン・メンバーの土地闘争への参加を容認したこと(同年五月)が関連していると考えてよい。Moody, *op. cit.*, p.288.

(14) Bew, *op. cit.*, p.49.

(15) 一九八三年八月、私は霧雨に煙るキャッスルバーのインペリアル・ホテルに投宿した。たまたまその前日、ゴールウェイ Galway のツーリスト・オフィスで中程度の料金のホテルを予約したのであったが、インペリアル・ホテルの入り口に立った時、同ホテルで土地同盟が結成された旨を記したブレイトが目飛び込んできた。土地同盟が結成されたキャッスルバーに行けば、何かに出会えるであろうと思つて訪ねたのであったが、この邂逅の喜びは今も鮮やかに蘇ってくる(一九九七年に同じことを書いてゐる)。

(16) Moody, *ibid.*, pp.271,318, 拙稿「アイリッシュタウン集会」。

(17) Moody, *ibid.*, pp.190-1,271,318, D.J.Hickey & J.E. Doherty, *op. cit.*, p.113, Bew, P., *op. cit.*, pp.238-9, 同上拙稿。西部の農民闘争の組織化と土地同盟の結成に重要な役割を果たしたデイリについて本格的に研究を始めたのはモーランである。同時にモーランは、特に一八八〇年総選挙とそれ以後の土地同盟内の路線対立にもメスを

入れこむ。 Moran, G., James Daly and the rise and fall of the Land League in the west of Ireland, 1879-82, *Irish Historical Studies*, XXIX, no.114, Nov. 1994.

- (18) Moody, *op.cit.*, pp.325,336, L.J.Kettle(ed.), *The Material for Victory being the Memoirs of Andrew J. Kettle right-hand man to Charles S.Parnell*, 1958, pp. 21-2, Bew, *op.cit.*, pp.54-6, 拙稿「思想的背景」。

- (19) Moody, *ibid.*, pp.190,285,312,318, 拙稿「アイリッシュタウン集会」。なおナリは農民でメイヨーを代表するフイーニアンであるが、同時にかれは有名な陸上競技者であつて、ゲール体育協会 Gaelic Athletic Association の結成(一八八四年)に間接的に関わることになつて。 D.J.Hickey & J.E.Doherty, *op.cit.*, pp.183,381.

- (20) Mill, J.S., *England and Ireland*, 1868. (高島光郎訳「イングランドとアイルランド」『エコノミア』四一卷三号、一九九〇年一二月。訳文は本多のもの。拙稿「フイーニアンの『反乱』とJ・S・ミル」『大阪経大論集』五〇巻六号、二〇〇〇年三月を参照されたい。)

- (21) 「土地問題の最終的で満足のいく解決が達成されない間」と訳した『コノックト・テレグラフ』記事原文は「Pending a final and satisfactory settlement of the Land Question, the duty of this body will be to expose the injustice, wrong, or injury which may be inflicted upon any farmer in Mayo, either by rack-renting, eviction, or other arbitrary exercise of power which

- the existing laws enables the landlords to exercise over their tenantry」の下線部分である。安川悦子は「土地問題の最終的な満足のいく解決については未決定にしておいて」と訳しているが、本稿のように訳すべきである。「一八八〇年代のアイルランド・ナシヨナリズム」M・ダヴィットにおけるナシヨナリズムとインタナシヨナリズム(一)、『名古屋市立女子短期大学研究紀要』三三集、一九八四年三月(「アイルランド問題と社会主義」イギリスにおける「社会主義の復活」とその時代の思想的研究」所収、御茶の水書房、一九九三年)。拙稿「一九世紀後半アイルランドの土地闘争と土地立法」ではダヴィットが「土地国有化を内容とする土地革命」を主張したと記した。しかし、メイヨー土地同盟の結成時点では、地主制度の廃止と、農民による土地所有、そして、地主への補償を主張している。確かに、安川がいうように、ダヴィットとパーネルの路線上の違いがある。その点は、本稿で先に明らかにしたように、ダヴィット自身がウエストポート集会以て率直にのべている。ダヴィットはパーネルをバットの三F要求路線、すなわち基本的には借地(土地保有)条件改良の枠内に止まる運動からはつきりと切り離すこと、そして農民の土地所有要求を立憲的自作農創設に堕してしまわないようにすること、ここに注意を集中していたと考えられる。
- (22) 地主にたいする補償がアイルランド自治政府によってなされるのか、独立アイルランド政府によってなされる

のか、あるいはイギリス政府によってなのか、あるいはまた、国家による補償の原資が農民によって負担されるのか等々、メイヨー土地同盟は明確にはしていない。この点はアイリッシュタウン集会でも見られた。拙稿「アイリッシュタウン集会」。

- (23) グリフィス Sir Richard J. Griffith (1784-1878) と「これが指導して全国隈無く実施された地方税課税対象不動産（土地と建造物）評価については、 Davies, G.L.H. & Mollan, R.C., eds., *Richard Griffith 1784-1878*, Dublin, Royal Dublin Society, 1980 を見られた。

- (24) *The Comanight Telegraph*, Saturday, October 25, 1879., Davitt, *op. cit.*, pp.171-3., Curtis, T.C. & McDowell, R.B. (eds.), *Irish Historical Documents 1172-1922*, London, Methuen & Co Ltd, 1st 1943, rep. 1977, p.259., Moody, *op. cit.*, pp.334-7.

- (25) P.S.O'Hegarty, *A History of Ireland under the Union 1801-1922*, London, 1952, pp.486,488,492.
(ほんた ゃろふう・大阪経済大学経済学部教授)